

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。